

第21回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 「新株予約権に関する事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及びその状況」
- 計算書類
 - 「個別株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第21期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社ピーバンドットコム

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には掲載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年9月5日
新 株 予 約 権 の 数		52個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 62,400株 (新株予約権1個につき1,200株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,800円 (1株当たり 84円)
権 利 行 使 期 間		2016年9月8日から 2026年9月7日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 52個 目的となる株式数 62,400株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。
- 新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。
- (a) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額の50%を下回ったとき。
 - (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の50%を下回る価格となったとき。
2. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」「役員保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

(注) EY新日本有限責任監査法人は、2022年6月27日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにPwC京都監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a.取締役会は、決定事項並びに業務執行に係る各種事項を法令、定款及び「取締役会規程」に則り適宜適切に承認するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）相互の監視機能と監査等委員である取締役の監査機能を通じて、取締役の職務執行が法令、定款及び諸規程等に適合することを確保します。
 - b.「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、その精神を使用人に反復伝達します。
 - c.当社は、稟議制度、契約書類の法務審査制度、社内教育研修及び法律顧問による助言等の諸制度を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。
 - d.内部監査において、法令、定款及び社内規定の遵守状況を監査し、問題点の指摘及び改善策の提案を行うとともに、代表取締役及び監査等委員会に報告します。
 - e.法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。
 - f.必要に応じて弁護士、税理士、監査法人等の外部専門機関と緊密に連携し、適正な判断や意思決定を確保します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
 - b.取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a.当社は、多様化するリスクに備えて、「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定めます。また、リスク管理担当者を管理部門管掌取締役とし、各種社内規程の定期的な見直しを実施するとともに、リスク管理の適正な体制を整備します。
 - b.取締役会や経営会議において当社の課題について情報共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。

- c.不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a.取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
 - b.取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織管理規程」及び、「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、指揮命令関係等を明確化して、取締役の効率的な職務執行を図ります。
 - c.決裁やデータ管理を電子化することにより、長期出張等においても職務執行が滞ることのないよう、業務の効率化を図ります。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- a.諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、内部監査人は内部監査を実施し、法令、規程等の遵守状況を確認するとともに、改善策については助言を行います。
 - b.代表取締役は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。
 - c.監査等委員である取締役は、当社役職員の職務の執行状況について監査、指導を行います。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会からその職務を補助する使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を配置します。また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- a.取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を強化するため、監査等委員会を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査等委員会の同意を得なければならないものとします。
 - また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮命令を受けないものとします。
 - b.監査等委員会の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、その他必要な情報収集権限を付与します。

- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会へ報告をするための体制
- a. 当社は、経営会議等の重要会議に監査等委員である取締役が出席することを求めるとともに、業績等会社の業務の状況を監査等委員会へ定期的に報告します。
 - b. 「内部通報制度規程」に基づき、内部通報窓口として監査等委員である取締役への専用アドレスを設置します。
 - c. 監査等委員会は必要に応じて内部監査人に内部監査等の状況等の説明を求めることができるものとします。
- ⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、「内部通報制度規程」において、通報者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。
- ⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に情報交換を行うものとし、経営状況に関する情報の共有化を図るものとします。
 - b. 監査等委員会より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
 - c. 内部監査人や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図ります。
- ⑫ 反社会的勢力を排除する管理体制
- a. 当社は反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針とします。
 - b. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、上記基本方針を明示

するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

- c. 所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等において規程の内容について周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めます。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法並びにその他関係法令の定めにも則した内部統制システムの構築に努めます。また、その有効性を継続的に評価し必要な是正を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

- a. 経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的
に開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定
するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。
- b. コーポレート・ガバナンス強化策の一環として、独立社外取締役である
常勤監査等委員を議長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会への
答申活動を主たる目的として、取締役会への指名・報酬等に係る報告・提
案内容の審議、関係する調査活動、調査内容の審議等を実施してしま
す。

② 監査等委員会の監査が実効的に行われていることの確保

- a. 監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議へ出席するほか、
監査等委員会において定めた監査計画に基づき、稟議書等の重要な書類
の閲覧、取締役や幹部社員との面談、会計監査人、内部監査人と定期的
に意見交換会を実施することにより、取締役の職務執行状況、内部統制
の整備並びに運用状況を確認し、監査の実効性の向上を図っておりま
す。
- b. 監査等委員会では、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等につい
て意見交換を行い、その結果については取締役会などで適宜意見表明さ
れております。

③ 当社における業務の適正性の確保

- a. 内部監査室は、内部監査計画に基づき、全部門を対象にコンプライアン
ス遵守の状況、リスク管理体制の有効性を重点項目として内部監査を実
施しております。また、監査等委員会との定期的な意見交換を実施し、

相互連携の強化に努めております。

- b.業務執行における意思決定の記録となる稟議制度は、電子稟議決裁システムを採用し、適宜、事前の承認申請または報告を行っております。また、管理部門管掌取締役及び監査等委員である取締役が内容を常時閲覧、チェックできる体制を整えております。
- c.法令上疑義のある行為等に関する相談・報告体制として、内部通報窓口を設置しております。通報窓口は、管理部門管掌取締役、監査等委員である取締役のほか、経営から独立した社外の通報窓口（顧問弁護士）が加わり、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

④ 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制整備

- a.当社は、業務上取扱う顧客等の情報を各種漏洩リスクから守るため、「内部情報管理規程」を定め、代表取締役を情報管理統括責任者として、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。
- b.個人情報保護については「個人情報保護規程」を制定し、組織における役割、責任及び権限を定め、セキュリティ強化のための体制を構築しております。また、当社の個人情報保護に関する取り組みについては、代表取締役が「個人情報保護方針」を宣言し、当社ホームページ上で公表しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	178,772	144,772	144,772	8,500	1,048,764	1,057,264	△79,936	1,300,872
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△38,733	△38,733		△38,733
当 期 純 利 益					92,902	92,902		92,902
自 己 株 式 の 取 得							△129,828	△129,828
自 己 株 式 の 処 分		△5,110	△5,110				11,054	5,943
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替		5,110	5,110		△5,110	△5,110		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	49,058	49,058	△118,774	△69,715
当 期 末 残 高	178,772	144,772	144,772	8,500	1,097,822	1,106,322	△198,710	1,231,156

	新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	52	1,300,924
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△38,733
当 期 純 利 益		92,902
自 己 株 式 の 取 得		△129,828
自 己 株 式 の 処 分		5,943
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		-
当 期 変 動 額 合 計	-	△69,715
当 期 末 残 高	52	1,231,208

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
市場価格のない株式等・・移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。
- (3) 固定資産の減価償却方法
 - ①有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 6年～18年
機械及び装置 8年～12年
工具、器具及び備品 4年～15年
 - ②無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 - ②賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
 - ③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
顧客との販売契約に基づく製品等を引渡す履行義務を負っております。主要な事業における履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の

とおりであります。

①Eコマース事業

基板設計・製造・部品実装で構成される基幹サービス及びハーネス部品加工等の周辺サービスについては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益の認識をしております。

②その他

電子機器を一括で受託製造するEMSサービス及び電子機器などを収めるケース（筐体）の製造サービスについては、製品の検収をもって、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が顧客に移転し、支払を受ける権利が確定するため、検収時点で収益の認識をしております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	15,724	千円
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	18,174	千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積は、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定はサービスごとの売上成長率であります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定であるサービスごとの売上成長率は、見積の不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

将来の所得見積額は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて決定しております。将来の不確実な経済状況の変動等により、これらの見積りの前提に変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,010千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,925,206	—	—	4,925,206

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	83,560	250,000	11,541	322,019

(注) 自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得250,000株による増加分であり、減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分11,541株によるものであります。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 75,600株

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,733	8.00	2022年 3月31日	2022年 6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,825	8.00	2023年 3月31日	2023年 6月28日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	4,789千円
賞与引当金	748 〃
未払事業税	1,838 〃
貸倒引当金	725 〃
資産除去債務	431 〃
未払賞与	5,029 〃
譲渡制限付株式報酬	3,347 〃
減価償却費	1,183 〃
長期前払費用	30,623 〃
その他	79 〃
繰延税金資産小計	48,797 〃
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△30,623 〃
評価性引当額小計	△30,623 〃
繰延税金資産合計	18,174 〃
繰延税金負債	
保険積立金	△2,449 〃
繰延税金負債合計	△2,449 〃
繰延税金資産の純額	15,724 〃

(注) 評価性引当金が30,623千円増加しております。この増加は、長期前払費用に係る評価性引当金が増加したことによるものであります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額の増加	17.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2%

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては安全性と流動性の高い金融商品に限定して保有しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権については与信管理規程に基づき取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を毎月の債権会議において随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の早期把握を図っております。

b.資金調達に係る流動性リスクの管理（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当事業年度末に係る当該金融商品の貸借対照表計上額の合計額は40,498千円であります。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	272,095	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

すべて短期で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであります。

(単位：千円)

	当事業年度
Eコマース事業	1,978,874
その他	36,128
顧客との契約から生じる収益	2,015,003
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,015,003

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①履行義務に関する情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

②重要な支払条件に関する情報

取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	244,171
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	276,715
契約負債（期首残高）	44
契約負債（期末残高）	—

(注) 契約負債は貸借対照表上、流動負債その他に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、「収益認識会計基

準」第80-22項(1)の実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	267円46銭
(2) 1株当たりの当期純利益	19円52銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。